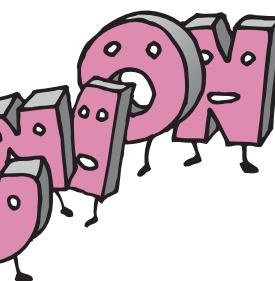


合同労組物語

（二才ノン）

石田幹夫

6



— 合同労組と団体交渉時における議事録の作成 —

団体交渉に際し、合同労組側から『交渉にかかる議事録の作成と労使確認』の要求が出されることがあるが、議事録の記載内容についてトラブルを生じることもあり、特に作成する必要はないと思ふ。

— テーブレコーダーの使用 —

テープレコーダーの使用は、後日合同労組側が宣伝として使用することも予測され、マイナス要因が多いと思われるのを使用しないほうがいい。

の午前、C常務の指示 — 第1回団体交渉を目前にして、C常務は担当職員D・Eに対して、次のような指示を与えた。

○ 団体交渉における議事進行

会社側3名は、当日早めに会場に行き合同労組側を待つ。

合同労組側3名が会議室に入り、席に着くと同時に私が口を開く。

自己紹介とともに、君達2名を合同労組側に紹介する。

表示に向けての対応

○ 相手側出席者の意思

合同労組側の出席者は、執行委員長、書記長、B本人の3名の予定であるが、おそらく発言するのには、委員長、書記長と思われ、両名は雄弁にまくしゃんでくると思われるが、これにつられることが、これについてはない。

B本人からの発言はあるまいと思うが、かつての職場における同僚とのあつき、また同僚からせざるを得なかつた事由を説明する。

— 3回の団体交渉が終わって妥結 —

3回目の団体交渉において合同労組執行委員長は『県労働委員会による紛争調整の要請』を口にした。

ここで、C常務は『合同労組と出会ったのが不幸。ここは潮時』と判断した。

3回目の団体交渉の終了後、C常務は執行委員長と2人のみの話し合いをもつて決着することにした。

合同労組側は、Bの解雇は客観的合理性、社会的相当性からみて無効であると迫ってくるだろうが、これは最高裁の判決の受け売りだ。

合同労組側の激しい論調は、これは相手側の作戦であつて、これにつらされることはない。

会社側は、相手側の目を見つめ、あくまでも冷静に対応する。

○ 相手側出席者の意思

表示に向けての対応

○ 相手側出席者の意思

合同労組側の出席者は、執行委員長、書記長、B本人の3名の予定であるが、おそらく発言するのには、委員長、書記長と思われ、両名は雄弁にまくしゃんでくると思われるが、これにつられることが、これについてはない。

B本人からの発言はあるまいと思うが、かつての職場における同僚とのあつき、また同僚からせざるを得なかつた事由を説明する。

これは、議事進行は私が行い、団体交渉の主導を会社側に引き寄せるた

合意は客観的合理性、社会的相当性からみて無効であると迫ってくるだろうが、これは最高裁の判決の受け売りだ。

合同労組側は、Bの解雇は客観的合理性、社会的相当性からみて無効であると迫ってくるだろうが、これは最高裁の判決の受け売りだ。

解雇予告手当、退職金などは労働基準法規定のとおり支払っており、合同労組と一括「解決金」の支払いをもつて決着した。

「解決金」の支払いに際しては、合同労組及び解雇者Bから『本件、一切の異議なし』などの念書を徴した。

— ある合同労組執行委員長退任に際しての言葉

かつて、ある新聞に合同労組執行委員長退任の際のこのようない言葉が掲載されたことがあった。

『合同労組の悩みは、組合員の多くは自分の問題が解決すると組合を離れていく。会社と闘った社員が職場に復帰することは人間関係からも難しいので、交渉は「解決金」で決着することも少なくない。だから、経営者側から「恐喝まい」と非難されることもあつた』。